

## B型肝炎被害者の救済を求める意見書

B型肝炎ウイルス感染者が全国に140万人居るとも言われる中、6歳以下の幼児に対し国が行った集団予防接種における注射器の使い回しによりB型肝炎に感染した被害者は相当数にのぼるものと推定されている。

このB型肝炎ウイルスの持続感染者は、慢性肝炎から肝硬変や肝がんに進行して生命の危機にさらされる確率が高く、医療費の高額負担と社会的差別・偏見に悩まされている方も少なくない。

集団予防接種によるB型肝炎ウイルスへの感染については、2006年6月に最高裁がウイルス感染の危険性を認識しながら注射器の使い回しを放置したとして国の責任を認めているが、未だ国から被害者への謝罪はなく救済の具体案も示されていない。

鳩山前総理が国会で『国民の命を守る』と表明していることから、国は早急に被害者を救済するため、次の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要請する。

### 記

- 1 国は、多数の被害発生に関する責任を認めて被害者に謝罪すること
- 2 被害回復として、薬害肝炎救済法と同一基準の一時金を支給すること
- 3 肝炎対策基本法による、医療費支給・生活支援の恒久対策の充実を図ること
- 4 予防接種行政を検証する第三者委員会を設置し、真相究明すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月28日

新潟県佐渡市議会議長 金光英晴